令和5年

第26回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和5年4月27日(木)

伊勢原市農業委員会

第26回 伊勢原市農業委員会総会議事録

1 開催日時

令和5年4月27日(木) 午前10時10分から午前10時45分まで

2 開催場所

伊勢原市役所2階 2C会議室

3 委員在任定数 10名

- (1) 杉本和彦(6) 越水一雄(2) 大木克美(7) 三野孝文
- (3) 重田 千秋
 - (8) 麻生 伸一
- (4) 田中 光男
- (9) 市川 正美
- (5) 古屋 幸男 (10) 鈴木 雅之

4 出席委員数

10名(その他、農地利用最適化推進委員11名出席)

5 欠席委員

なし

6 署名委員

田中 光男、古屋 幸男

7 議 長

鈴木 雅之

8 事務局等職員出席者

- · 伊藤 陽一(事務局長)
- 青木 優
- •服部 孝喜
- •岸 好夫
- 片山 淳二

9 傍聴者

なし

10 審議内容 (開会 午前10時10分)

- [事務局長] 定刻となりましたので、只今より第26回伊勢原市農業委員会総会を開会いたします。本会議は、「伊勢原市審議会等の公開に関する要綱」の規定で公開することになっておりますが、本日、傍聴人の方はおりません。出席委員10名で、定足数に達していることを報告します。それでは、議長、議事の進行をお願いします。
- [議 長] それでは、只今から、第26回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。 本日の議事録署名委員は、4番・田中光男委員と5番・古屋幸男委員の両名にお願いたします。

それでは、議事に入ります。本日の審議事項は、報告6件、議案3件の計9件となっております。まず、報告より入ります。

- [議 長] 報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] この届け出は、相続等によって農地の権利を取得したときに届け出が 必要となります。

議案書の1ページをご覧ください。内訳は、大田地区で2件、伊勢原地区で1件の届出を受理しています。なお、いずれも第三者への斡旋の希望はありませんでした。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。相続により、所有権を取得した旨の届 出が2件あったということですが、何か御質問がございましたらお願い いたします。

【 質問なし 】

- [議 長] 報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、 事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 市街化区域内にある農地について、農地以外のものにするときは、農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。

お手元資料のとおり伊勢原地区の1件及び比々多地区の2件について 専決により届出を受理しましたので報告します。 届出内容について、補足いたします。

報告第2号の1については、昭和50年頃に道路、2号の3については、昭和62年頃に駐車場に転用したものであり、農地法上の支障はないと考えられることから、追認することに支障はありません。

また、報告第2号の2については、駐車場として転用を行うものです 以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。市街化区域内の農地転用の届出が3件 あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたしま す。

【質問なし】

- [議 長] 報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、 事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするときは、農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。

お手元資料のとおり伊勢原地区の3件及び比々多地区の1件について 専決により届出を受理しましたので報告します。

届出内容について、補足します。

報告第3号の1については、平成17年頃、一般個人住宅として転用したものであり、農地法上の支障はないと考えられることから、追認することに支障はありません。

また、報告第3号の2については駐車場、3号の3及び4については 一般個人住宅として転用を行うものです。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。市街化区域内で権利移動を伴う農地転用の届出が4件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

- [議 長] 報告第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務 局から説明をお願いします。
- [事務局] この証明は、相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。伊勢原地区で1件、大田地区で1件の申請がありました。

「事務局]

報告第4号の1、申請人は沼目1丁目にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和5年4月4日、対象農地の明細は6頁です。沼目字澤尻に1筆、沼目1丁目に3筆、沼目7丁目に1筆、合計5筆、面積は3,257平方メートルです。4月11日に事務局で現地調査を行い、牧草の刈込跡、水稲、柿の作付けを確認しています。4月12日付けで専決処分により証明書を発行しました。

次に、報告第4号の2、申請人は板戸にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和5年4月5日。対象農地の明細は7頁です。板戸字浄泉寺に4筆、合計面積は1,813.02平方メートル。4月11日に事務局で現地調査を行い、梨、キーウイ、露地野菜の作付けを確認しています。4月12日付けで専決処分により証明書を発行しました。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。引き続き農業経営を行っている旨の証明願いが2件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【質問なし】

- [議 長] 報告第5号、農地法第5条第1項ただし書き該当の届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 公共事業工事に伴う農地転用は、農地法第5条第1項ただし書きに該当し、農地転用申請は不要です。今回2件の届出がありました。

報告第5号の1、図面番号は1番、併せて公図・参考図をご覧下さい。神奈川県平塚土木事務所長からの届出です、三ノ宮字下原田の1筆と字上原田の2筆の一部、合計面積4,287平方メートルのうちの478平方メートルを鈴川の護岸補修工事(延長30.8メートル)のための工事用通路及び仮設置場として農地を借りて一時転用します。

施工業者は三ノ宮の会社です、工期は令和5年3月30日からから令和5年8月31日までを予定しています。期間終了時には農地に復元します。

次に、報告第5号の2、図面番号は2番、併せて公図・参考図をご覧 下さい。

昨年10月の総会で報告した案件ですが、伊勢原市下水道整備課長から工事期間の延長の届出が提出されました。上粕屋字西〆引と三ノ宮字下御領原の2筆の一部、合計面積2,037平方メートルのうちの220.3平方メートルを公共下水道事業第4工区のため推進機材プラント

の電源ユニットなどの仮設資材置場として立坑近くの農地を借りて一時 転用している現場です。3月31日までの工期が9月29日まで延長と なります。期間終了時には農地に復元します。以上です。

事務局の説明が終わりました。ただし書き該当の届出書が2件あった [議 長] ということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【質問なし】

報告第6号、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務 [議 長] 局から説明をお願いします。

賃貸借が行われている農地について、貸し手・借り手の合意で解約を [事 務 局] する場合には、農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約の通知を 農業委員会に行うこととされています。

お手元資料のとおり伊勢原地区で1件、大山地区で1件及び高部屋地区で3件について、専決により通知を受理しましたので報告します。通知内容について、補足いたします。

報告第6号の1、3及び5については、転貸人と解約後、公社管理が相当な期間が経過し、貸付を行うことができる見込みがないと認められたため解約に至ったものです。

6号の2については、貸付地の買い手の申出があったため、解約に至ったものです。

また、6号の4については、規模縮小のため、解約に至ったものです。 以上です。

事務局の説明が終わりました。農地法第18条第6項の規定による届 [議 長] 出が5件あったということですが、何か御質問がございましたらお願い いたします。

【 質問なし 】

[議 長] 議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見 について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見 について、農地に権利設定又は移転をして農地以外の物にする場合につ いて農業委員会の意見を求めます。

今回、2件の申請がありました。

議案第1号の1、図面番号は3番です。併せて、公図、土地利用計画 図をご覧ください。

申請地は、東大竹字上谷戸の2筆の一部、面積997平方メートルの うち355.34平方メートルを仮設駐車場8台分及び仮設資材置場と して一時使用します。権利関係は使用貸借です。

譲渡人は、市内東大竹の方で登記名義人は今年1月死亡した関係で、 相続人全員4名連名での申請となっています。譲受人は、隣接の特別養 護老人ホームを受注した東京都中央区の建設会社です。

譲受人は、3階建て老人ホームを建築中ですが、今後の工事で建築資材の搬入時期を迎えると敷地内に車を止めておくことが困難となるため駐車場及び資材置場として一時転用の申請をします。

申請地の立地基準は、前面道路に上水道と公共下水道が埋設されており、また申請地から500メートル以内に街区公園や医療機関や教育施設が2つ以上存するため、第3種農地と判断されます。

一般基準及び個別基準について周辺農地への影響も少なく、資金計画 も適切であると判断されます。期間終了時には、農地復元します。

なお、他に関係法令の手続きは特にありません。

4月19日県担当者の現地調査を受け、現時点では特に指摘事項はなく、手続き終了後、県知事に副申します。

続きまして議案第1号の2、図面番号は4番です。併せて、公図、造 成計画図をご覧ください。

申請地は上谷字反町の4筆、合計面積は2,877平方メートルで、 北側と南側は水田、西側は排水路、東側は幅6.40メートルの未舗装 の農道に囲まれています。

譲渡人は市内上谷の酪農家とその親戚の2名の方です。譲受人は桜台 3丁目の不動産会社です。

申請地は農振農用地内で西部用水の受益地、酪農家が水田として小作契約により耕作していた土地ですが、近年の輸入飼料の高騰により水田から飼料畑に転換するものです。

賃借条件が変更するため、賃借契約中では農地造成の手続きは出来ません。

造成工事中は耕作出来ないため、耕作者は地代を支払う必要は有りません。工事中は土地所有者と造成事業者との間で使用貸借契約を結ぶことになるので重複契約と成ってしまいます。農地造成が不適切な工事となった場合、耕作できなくなります。よって、小作契約は合意解約として農地法第18条の申出を受け、4月1日には土地所有者に引き渡されました。造成工事は、土地所有者と造成事業者の責任において行われる

事となります。工事完成後、耕作に適していれば、新たな賃貸契約が有効となります。

今回の場合、既に酪農家が耕作する利用権集積計画の申出書が提出されていますので、今後の総会にて貸借について審議をお願いします。

工事期間は1年間の使用貸借契約で、一時的に農地に重機が入りますので、一時転用として農地法第5条の申請となります。

農地造成の規模が、1,000平方メートル以内かつ盛土高1メートル以下であれば、軽易な農地造成として農業委員会への届出で済みますが、今回はそれ以上の規模ですので県知事許可の対象となります。

未舗装の農道から出入りするため4トントラックを使用し、1日に30回搬入予定となっております。

盛土の最大高さは0.9メートル、埋立て土量は2,432.35立 方メートルです。市内高森の造成現場が搬入元となります。輸送経路は 国道・県道を主に通行します。

敷地境は29度の法面勾配とし50センチメートルの離れをとり隣地 に流出しないよう被害防除します。

他法令の手続きは特にありませんが、事前に道路管理者・水路管理者 とは協議済みで、事業周知を図り安全な施工を実施します。

一時転用による周辺農地への影響も少なく、被害防除措置も計画されており、資金計画も適切と判断されます。

なお、4月14日の県担当者の現地調査時に、現場の水甲と西川排水路の穴が開いていたので暗渠の可能性について確認して報告するよう指示が有りました。申請書の暗渠の項目には耕地整地の時代に作った物で位置は不明です、工事は配慮して対応しますと記載が有りますが、再度確認したところ、18日、代理人から土手から1メートル下で川底から20センチメートル上に空いた穴は暗渠ではないとの回答を得ました。土地所有者が今年の土木役員なので、直接地主に確認したところ、暗渠は無いとの回答のため、干田の時はどうなりますか、湿田ですか、乾田ですか、との質問に対し中間ですとの回答でした。

手続き終了後、県知事に副申します。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。議案第1号の1につきまして、地区担 当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[委員] 4月22日に現地確認を行いまして、特に問題は無いと考えます。

「議 長]

次に、議案第1号の2につきまして、地区担当委員から補足説明がご ざいましたらお願いいたします。

「委員]

4月22日に現地確認を行いまして、北側の隣接農地の暗渠排水について問題が無いか議論しましたが、ちょうど申請地の所有者がいて話を聞き、隣接農地の所有者から許可をもらっているとのことで、特に問題は無いと考えます。

- [議 長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第1号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。
- [委員] 一時転用なのに議案書に期間が記載されていないが、どのくらいの期間一時転用するのか。
- [事務局] 失礼しました。8.5ヶ月という申請が出ています。議案書については追加で記載をお願いしたいのですが、最終的に来年2月28日までとなっております。
- [議 長] 他にございませんか。無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第1号の1について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員 の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

- [議 長] 挙手全員。よって、議案第1号の1については、「原案のとおり認める」ことといたします。
- [議 長] 議案第1号の2について、何かご質問ご意見がございましたらお願い いたします。

【 質問なし 】

【 挙手全員 】

- [議 長] 挙手全員。よって、議案第2号の1については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。
- [議 長] 議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の 承認について、農業委員会等に関する法律第31条に規定する「議事参 与の制限」に該当しますので、事務局は、関係委員を退室させてくださ い。

【 関係委員 退室 】

5月1日となります。

[議 長] 議事を進めます。議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用 地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律により、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画を定め、公告する前においては、最長で令和7年3月31日までの間、なお従前の例により農用地利用集積計画を定めることができます。

このことから、なお従前の例により農業経営基盤強化促進法第18条 第1項の規定に基づき、同意市町村である伊勢原市が農用地利用集積計 画を定める場合、「農業委員会の決定」が必要です。

お手元資料にあります更新の申出2件、新規設定の申出6件の計8件の申出について、順に説明申し上げますので、御審議をお願いします。 なお、これらについて決定いただける場合は、利用権始期が令和5年

それでは、まず令和5年4月30日に利用権の満期を迎える2件、2 筆、1,263平方メートルの更新の申出について説明申し上げます。

対象は、議案第2号の1及び2です。両議案とも対象となる農地は、 高部屋地区内の農地であり、先ほど申し上げた件数、筆数、平米数となっており、うち賃貸借が、1件1筆、533平方メートルとなります。

次に新規設定の申出について、説明申し上げます。

対象は、議案第2号の3から8までです。

まず、議案第2号の3、比々多地区、串橋字下河内の1筆、970平 方メートルの使用貸借の受け手となる者は、約812アールの規模を耕 作している農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関す る基本的な構想にも合致します。 次に、議案第2号の4、比々多地区、串橋字古屋敷の2筆、計853 平方メートルの使用貸借の受け手となる者は、議案第2号の3の受け手 と同じ農業者となります。

次に、議案第2号の5、比々多地区、串橋字古屋敷の2筆、同地区、 串橋字砂田の1筆、計2,341平方メートルの賃貸借の受け手となる 者は、約259アールの規模を耕作している農業者であり、市が定めた 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第2号の6、比々多地区、串橋字佃の3筆、計3,006 平方メートルの使用貸借の受け手となる者は、議案第2号の5の受け手 と同じ農業者となります。

続いて、議案第2号の7及び8については、借り受けた農地を適切に 利用していないと認められる場合に、利用権を解除する旨の条件が付さ れた解除条件付き利用権設定であり、一般法人への利用権設定は、この 解除条件を付すことが法令で定められています。

まず、議案第2号の7、高部屋地区、日向字上堤の2筆、計1,23 4平方メートルの解除条件付きの使用貸借の受け手となる法人は、約1 5アールの規模を耕作している法人であり、市が定めた農業経営基盤の 強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第2号の8、成瀬地区、見附島字西谷原の1筆、991平 方メートルの解除条件付きの使用貸借の受け手となる法人は、約241 アールの規模を耕作している法人であり、市が定めた農業経営基盤の強 化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

以上、御審議をお願いします。

事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。議案第2号について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【質問なし】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第2号について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議 長] 【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第2号については、「原案のとおり認める」 ことといたします。事務局は、関係委員を入室させてください。

【 関係委員 入室 】

「議 長〕

議案第3号、令和6年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見 について、事務局から説明をお願いします。

この議案は、先ほどの全員協議会において報告したものになります。

[議 長] 本議案は承認されますと、県農業会議へ提出します。その後の流れとしましては、各市町村から提出された意見等を農業会議で取りまとめ、全国農業会議所に提出されます。全国農業会議所では各都道府県農業会議

[事務局] の意見等を取りまとめ、国へ要望することとなります。

以上、ご審議をお願いします。

[議 長] 議案第3号について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいた します。

【質問なし】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。 議案第3号について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員 の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第3号については、「原案のとおり認める」 ことといたします。

[議 長] 以上を持ちまして、第26回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。

【午前10時45分 終了】